

女性医師の子育て支援のための規約

第1条【目的】働く女性医師の子育て支援として、女性医師が勤務と子育てを両立する勤務環境を整備するため、規約を定める。

第2条【期間】この規約での雇用契約期間は1年間とする。但し期間満了の1ヶ月以前に申し出のない限り、当該児が満12歳に達する年の年度末まで自動的に継続するものとする。

第3条【報酬】医師給与規定に則る常勤医師の固定給与の9割とする

第4条【支払方法】毎月給与支給日28日と賞与支給日（7月、12月）に支払う。賞与は半期の在籍率及び出勤率により計算する。

第5条【勤務地】出雲徳洲会病院及び徳洲会グループ病院、徳洲会グループ外病院（診療応援・病院長と協議し決定）

第6条【待遇】医師として契約し、役職を命ずることがある。

第7条【その他】a.始業・終業の時刻等：始業（8時30分）終業（17:00）休憩（60分）（但し、終業時刻より延長業務発生時は時間外手当支給）
b.夕診、当直担当業務なし、夜間休日の呼出勤務なし
c.週5日勤務(休日：土日祝日)
d.年間休日135日（土日祝日、他子育て支援特別休暇附与）
e.有給休暇入職時10日附与（但し2回目附与は入職1.5年経過後の10月、以降就業規則に則る）
f.学会出張 年4回（学会出席規定に則る）
g. 本規約及び就業規則等に定めのない事項については、協議のうえ決定する。

第8条【雇用契約】この規約に同意し勤務するときは、書面に署名捺印の上、雇用契約を締結する。

以上

令和2年1月1日施行